

昭和四十四年政令第二百一十一号

行政機関職員定員令

内閣は、行政機関の職員に関する法律（昭和四十四年法律第三十三号）第二条及び第三条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

第一条 行政機関の職員に関する法律第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。

Table with columns: 区分, 定員, 備考. Rows include 内閣, 内閣府, 復興庁, 総務省, 法務省, 外務省, 財務省, 文部科, 学省, 厚生省, 働省, 農林省, 産省, 経済産, 業省, 国土交, 通省, 環境省, 防衛省, 合計.

2 前項に規定する内閣府の定員のうち、宮内庁及び各外局別の定員は、次の表のとおりとする。

Table with columns: 区分, 定員, 備考. Rows include 宮内庁, 公正取引委, 委員会, 国家公安委, 個人情報保, カジノ管理, 委員会, 金融庁, 消費者庁, ことども家庭, 庁, 第一項に規定する総務省の定員のうち、公害等調整委員会の定員は、三十六人（事務局の職員は、検察庁の職員と併せて）とする。

Table with columns: 省, 施行期日, 抄. Rows include 総務省, 法務省, 財務省, 経済産, 産業月, 国土交, 交通月, 省, 附則 (平成二二年二月六日政令第四九六号), 附則 (平成二三年三月三〇日政令第一〇九号), 附則 (平成二三年四月一日から施行する), 附則 (平成二三年六月二七日政令第二一六号), 附則 (平成二三年二月二二日政令第三九二号), 附則 (平成二四年四月一日政令第二一六号).

Table with columns: 施行期日, 抄. Rows include 附則 (平成二五年四月九日政令第二〇一号), 附則 (平成二五年五月二八日政令第二三三号), 附則 (平成二五年六月二〇日政令第二七三号), 附則 (平成二五年六月二五日政令第二七七号), 附則 (平成二六年四月一日政令第二一五号), 附則 (平成二七年四月一日政令第一二二号), 附則 (平成二七年八月一五日政令第二七九号), 附則 (平成二八年三月三〇日政令第九二号).

1 この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

附則（平成一九年一月四日政令第三号）抄

第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

附則（平成一九年四月一日政令第一三二号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成十九年四月一日から適用する。

附則（平成二〇年三月三十一日政令第九〇号）抄

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年七月一八日政令第二三二号）抄

1 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成二〇年一〇月一〇日政令第三二二号）抄

1 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）の施行の日（平成二十年十二月三十一日）から施行する。

附則（平成二二年三月三十一日政令第六七号）抄

1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附則（平成二二年六月一日政令第一四四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二二年八月一四日政令第二一七号）抄

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

附則（平成二二年四月一日政令第八四号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年一月二三日政令第一一号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二三年三月三十一日政令第六三三号）抄

1 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附則（平成二三年一月二二八日政令第三四九号）抄

1 この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二四年九月一四日政令第二三五号）抄

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

附則（平成二四年七月一日政令第一八七号）抄

1 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附則（平成二五年三月一三日政令第五五号）抄

1 この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年三月二九日政令第一〇四号）抄

1 この政令は、平成二五年四月一日から施行する。

附則（平成二五年五月二六日政令第一四一号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成二五年四月一日から適用する。

附則（平成二五年九月四日政令第二五三三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年九月二六日政令第二八五号）抄

1 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十月一日）から施行する。

附則（平成二五年一〇月一七日政令第三〇〇号）抄

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一月一日）から施行する。

附則（平成二五年十二月二〇日政令第三四九号）抄

この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二六年一月七日）から施行する。

附則（平成二六年二月一三日政令第二六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年二月一九日政令第三九号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二六年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年三月二六日政令第七六号）抄

1 この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定は、平成二五年四月一日から適用する。

附則（平成二五年九月四日政令第二五三三号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年九月二六日政令第二八五号）抄

1 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一号に掲げる規定の施行の日（平成二五年十月一日）から施行する。

附則（平成二五年一〇月一七日政令第三〇〇号）抄

この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日（平成二六年一月一日）から施行する。

附則（平成二五年十二月二〇日政令第三四九号）抄

この政令は、安全保障会議設置法等の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二六年一月七日）から施行する。

附則（平成二六年二月一三日政令第二六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年二月一九日政令第三九号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二六年三月一日）から施行する。

附則（平成二六年三月二六日政令第七六号）抄

1 この政令は、平成二六年四月一日から施行する。

附則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二六年五月三十日）から施行する。

附則（平成二六年五月二九日政令第一九五号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附則（平成二七年六月二四日政令第二五六号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二七年六月二十五日）から施行する。

附則（平成二七年七月三日政令第二六六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附則（平成二七年六月二四日政令第二五六号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二七年六月二十五日）から施行する。

（処分等の効力）
第四条 この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によつてしたものとみなす。

附則（平成二六年七月四日政令第二四九号）抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年一〇月一日政令第三一九号）抄

この政令は、平成二六年十月十四日から施行する。

附則（平成二六年一〇月一七日政令第三三七号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年十二月二日政令第三八六号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二六年十二月一九日政令第四〇一号）抄

1 この政令は、サイバーセキュリティ基本法附則第一條ただし書に規定する規定の施行の日（平成二七年一月九日）から施行する。

附則（平成二七年一月一五日政令第三四号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成二七年四月一〇日政令第一七六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附則（平成二七年六月二四日政令第二五六号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二七年六月二十五日）から施行する。

附則（平成二七年七月三日政令第二六六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附則（平成二七年六月二四日政令第二五六号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二七年六月二十五日）から施行する。

附則（平成二七年七月三日政令第二六六号）抄

1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）の規定並びに次項及び附則第三項の規定は、平成二七年四月一日から適用する。

附則（平成二七年六月二四日政令第二五六号）抄

1 この政令は、法の施行の日（平成二七年六月二十五日）から施行する。

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年八月二八日政令第三〇八号)
この政令は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十七年九月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年九月一八日政令第三二八号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成二十七年十月一日から施行する。

附則 (平成二十七年九月一八日政令第三三四号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、防衛省設置法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年十月一日)から施行する。

附則 (平成二十七年二月八日政令第四〇七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二十七年二月一八日政令第四二七号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成二十八年一月一日から施行する。

附則 (平成二十七年二月一八日政令第四二八号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年三月三一日政令第一〇四号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成二八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年九月七日政令第二九一号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年九月七日政令第二九二号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二八年二月二八日政令第四〇四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成二九年三月三一日政令第六六号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成二九年四月一日から施行する。

附則 (平成二九年九月一日政令第二二九号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (平成三〇年三月三〇日政令第七五号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

附則 (平成三〇年八月三一日政令第二四六号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成三十年九月三日から施行する。

附則 (平成三〇年二月二七日政令第三四九号)
この政令は、平成三十一年一月一日から施行する。

附則 (平成三一年三月二九日政令第七四号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和元年七月二六日政令第六三三号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年一〇月二四日政令第一三六号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、特定複合観光施設区域整備法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(令和二年一月七日)から施行する。

附則 (令和元年二月一〇日政令第一七七号)
この政令は、令和元年十二月十一日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。

附則 (令和元年二月二五日政令第二〇〇号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、令和二年一月一日から施行する。

附則 (令和二年三月三〇日政令第七五号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、令和二年四月一日から施行する。

附則 (令和二年五月一三日政令第一六七号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年六月一六日政令第一八九号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和二年二月二四日政令第三七一号)
この政令は、令和三年二月一日から施行する。

附則 (令和三年三月三一日政令第七七号)
この政令は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。

附則 (令和三年七月八日政令第一九六号) 抄
(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和四年三月二五日政令第九二号)
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附則 (令和四年二月九日政令第三七四号)
この政令は、公布の日から施行する。

附則 (令和五年三月三〇日政令第九〇号)
この政令は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (令和六年三月二九日政令第八七号)
この政令は、令和六年四月一日から施行する。